

財 政 用 語 集

索引	財 政 用 語	説 明
あ行	依存財源	地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債など、国や県等により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入。市独自で定めることができない財源。
	一時借入金	一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れるもの。一時的な収支の不均衡を解消するための資金なので、当該会計年度の歳入をもってその年度の出納閉鎖日までに償還しなければならない。
	一般会計	地方公共団体の会計の中心として、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。
	一般財源	地方税や地方交付税など、財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる歳入。地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましい。
か行	会計年度独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算に関する原則。この例外として、繰越明許費、事故繰越、過年度収入及び過年度支出等が認められている。
	過年度支出	債権者の請求がなかった等の理由により支払が行われなかった場合に、前年度以前の年度に属する経費を現年度予算をもって支払うこと。会計年度独立の原則の例外の一つである。
	過年度収入	補助事業の確定精算による追加交付等、前年度以前の年度に属する収入を現年度の歳入として収納すること。会計年度独立の原則の例外の一つである。
	企業会計	一般的には株式会社等の民間企業における会計を指すが、地方財政上は、地方公営企業法の全部または一部が適用される公営企業の会計。一般の公会計(官庁会計)とは異なり、発生主義・複式簿記の会計で構成されている。
	基金	地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの、または、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置される資金または財産を指す。
	起債制限比率	公債費が多額にのぼり、財政運営が圧迫されることをけん制するため設けられた比率。過去3カ年の平均が20%以上の団体については、原則として地方債のうち一般単独事業債等の発行ができなくなる。
	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。
	基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準での行政を行うための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費を指し、特に人件費、扶助費、公債費が厳密な意味での義務的経費とされている。
	繰越明許費	その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができるもの。会計年度独立の原則の例外の一つ。
	経営健全化基準	資金不足比率の基準で、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として設けられるもの。
	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額。何らかの事由により翌年度へ繰り越したものに充てるべき財源も含まれている。
	経常一般財源	毎年度経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使える収入のこと。
	経常収支比率	経常一般財源のうち、経常的経費に充当された一般財源の割合を表すものであり、財政構造の弾力性を判断するもの。
	経常的経費	毎年持続して固定的に支出される経費をいい、経常的経費の増大は財政構造の硬直化させる原因となる。主に人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費を指す。

索引	財 政 用 語	説 明
	決算剰余金	歳入決算額が歳出決算額を上回る場合の差額を指し、会計年度独立の原則の例外として、この剰余金を翌年度の歳入に編入して使用することが認められている。また、この金額から翌年度へ繰り越して使用する金額を除いた額については、地方財政法上、1/2 以上、基金に積み立てるか地方債の繰上償還に充てなければならない。歳計剰余金とも呼ばれている。
	決算統計	地方公共団体の決算に関する統計で、正式には地方財政状況調査という。この統計から様々な財政指数等が表され、地方公共団体の財政状態を診断することができる。作成単位は、普通会計と公営事業会計に分かれる。
	健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度の算定・公表が義務付けられている。この比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない
	現計予算	当初予算額、補正予算額及び繰越予算額(継続費の通次繰越額、繰越明許額、事故繰越額)を合算した一定日現在における当該年度の執行可能な範囲の予算を指す。
	減債基金	地方債の償還及びその信用の維持のため、地方自治法の規定に基づいて設けられる基金の一つをいう。
	公営企業	地方財政法上は、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業の13 事業が政令で指定されており、特別会計を設けて経理し、あるいは独立採算制をとることとされている。
	公営事業会計	決算統計における会計の区分であり、地方公共団体の会計は普通会計と公営事業会計に区分される。前者は、主にその財源が受益と直接関係のない租税等によって賄われるのに対し、後者は主に受益の程度に応じた料金等によって賄われる。見附市における公営事業会計は、公営企業会計のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の総称である。
	公会計	民間会計に対し、公共部門(国・地方公共団体等)における会計であり、現金主義・単式簿記の会計となっている。新地方公会計制度の中で、民間会計に準じた発生主義・複式簿記の財務諸表の整備が早急に求められている状況である。
	公債費比率	公債費に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合を表したもので、財政構造の弾力性を示す。
	公債費負担比率	公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合を表したもの。その割合が高いほど財政運営の硬直化を示す。
さ行	歳計現金	地方公共団体の歳入歳出に属する現金、一会計年度における一切の収支に係る現金をいい、歳入歳出として経理されないものは、歳入歳出外現金か基金に属する現金となる。
	財政再生基準	健全化判断比率の基準の一つで、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として設けられている。早期健全化基準を超えるものとして定められているもの。
	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するため、地方自治法の規定に基づいて設けられる基金の一つ。
	財政力指数	地方交付税の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った値で、通常は3 ヶ年平均を用いる。地方公共団体の財政力を示す指数で、この指数が1 を超える場合(基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合)は、普通交付税が交付されない不交付団体(財源超過団体)となる。
	歳入歳出外現金	職員の所得税や県民税など、地方公共団体の所有に属しない現金で、地方自治法の規定により地方公共団体が一時的に保管する現金を指す。歳計外現金ともいう。
	債務負担行為	地方公共団体が将来にわたって債務を負担する行為(将来の支出を伴うもの)の内容を定めておくものであり、会計年度独立の原則の例外として、予算の内容として定めるもの。
	資金不足比率	地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で、健全化判断比率と同様に毎年度の算定・公表が義務付けられている。この比率が10%以上になると起債に国の許可が必要となり、さらに、経営健全化基準(20%)以上になると個別外部監査を求めた上で経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。
	事故繰越	歳出予算の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することいい、会計年度独立の原則の例外の一つである。

索引	財 政 用 語	説 明
	自主財源	地方税、使用料及び手数料等、地方公共団体が自主的に収入することができる財源。地方財政の自主性を高めるため、自主財源の確保が求められている。
	支出負担行為	法令または予算に基づいて決定される、支出の原因となるべき契約その他の行為。支出命令とは別個の行為として決定されるもので、経費の支払い義務を発生させる確認的行為として法定されている。
	支出命令	地方公共団体の長が、債務が確定した旨を会計管理者に通知し支出を命令するもので、支出負担行為の確認をもってはじめて行われる。支出命令は支出負担行為が年度内に完了している限り、出納閉鎖日まで発することができる。
	実質赤字比率	健全化判断比率の一つ。当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額をみるもので、実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表したもの。
	実質公債費比率	健全化判断比率の一つ。地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものの標準財政規模に占める割合を表したもので、3カ年の平均値を用いる。この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に国の許可が必要となる。
	実質収支	形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源や支払繰延額などを除いた、地方公共団体の実質的な収支差額。
	実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合を表したもの。概ね3～5%程度が望ましいと考えられている。
	実質単年度収支	単年度収支に、財政調整基金への積立や地方債の繰上償還などの黒字要素、及び財政調整基金の取崩などの赤字要素を加味したもので、実質的な当該年度の収支を表すもの。
	消費的経費	人件費や物件費等、経費支出の効果が当該支出年度または極めて短期間で終わるもの。消耗品等のように後年度に形を残さない性質の経費である。
	将来負担比率	健全化判断比率の一つ。公営企業や地方公社、損失補償等を行っている出資法人等も含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したものである。
	出納整理期間	前会計年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うための期間で、会計年度終了後の翌年度の4月1日～5月31日までを指す。公営企業会計については、発生主義の会計となっているため、出納整理期間の概念はない。また、現金の出納そのものを整理する期間であることから、すでに経過した年度の調定や支出負担行為を行うことはできない。
	出納閉鎖	会計年度経過後、当該年度の現金の移動を締め切って、出納を完結すること。5月31日が出納閉鎖日。
	早期健全化基準	健全化判断比率の基準の一つで、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として設けられている。健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、個別外部監査を求めることとなる。
	専決処分	議会が議決または決定すべき事件について、法定事由に該当する場合または議会の議決により委任された場合に、地方公共団体の長が議会で代わってこれを処分すること。法定の事由による場合は、次の議会に報告し承認を求めなければならないが、承認を得られなくとも処分の法的効力には影響がないとされている。また、議会の議決による場合は、議会に報告しなければならないが、議会の承認は不要とされている。
	全部適用企業 一部適用企業	全部適用企業とは、地方公営企業法の全部の規定が適用される公営企業をいい、一部適用企業とは地方公営企業法の財務に関する規定を中心とした一部の規定を適用する企業会計をいいます。全部または一部適用企業は法適用企業、適用しない公営企業は法非適用企業とも呼びます。法適用企業は企業会計となり、発生主義・複式簿記の会計となる。
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度だけの収支を表したものである。
	地方公営企業	地方公営企業法上は、水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業をいい、これらについては、地方公営企業法の全部適用企業となる。また、病院事業については同法の一部(財務規定等)が当然適用される。なお、条例により、病院事業に財務規定等以外の規定を、その他の公営企業については全部または一部を適用することができる。
	地方交付税	地方公共団体が、等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方に交付する税。国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合で総額を算出する。普通交付税と特別交付税に分かれている。

索引	財 政 用 語	説 明
	地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。地方債を起こすことを起債という。また、市が発行する場合は市債とも呼ぶ。
	地方財政計画	国が毎年策定する、翌年度の地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込額を示すもの。地方交付税の総額を定めるなどの地方財源の保障の役割がある。
	調定	地方公共団体が歳入を徴収しようとする場合において、長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為、徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定行為のこと。
	通常予算	一般会計年度を通じて定められる基本的予算のことをいい、本予算・当初予算とも表現される。
	投資的経費	道路や学校の建設など、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に分かれる。
	特定財源	国庫支出金や地方債など、財源の使途が特定されているもの。
	特定目的基金	財政調整基金がその使途が制限されていないのに対し、特定の目的のため積み立てられた基金で、その処分にあたっての使途が定められたもの。
	特別会計	特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するために設けられる会計。国民健康保険事業や介護保険事業等、法律によりその設置が義務付けられているものと、条例により設置するものがある。
	特別交付税	地方交付税の種類の一つで、その額は地方交付税総額のおよそ6%に相当する額。普通交付税の客観的な基準による算定方法で補足できなかった特別の財政需要等に対し交付される。災害等の具体的な事情を考慮して交付されるものであり、普通交付税の機能を補完するものである。
な行	任意的経費	地方公共団体が任意に支出することのできる経費。義務的経費の反対の意味の財政分析上の用語である。
は行	標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。通常標準的に徴収し得るであろうと考えられる税収入額に、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもの。各種財政指標の算定に用いられる。
	普通会計	個々の地方公共団体で各会計の範囲が異なっており、財政比較等が困難なため、決算統計上用いる会計区分。一般会計と、公営事業会計を除いた各特別会計によって構成されている。
	普通建設事業費	投資的経費の一つで、道路、橋りょう、消防設備、学校等の建設及び改良等に要する経費。なお、普通建設事業費には、建設事業で支弁した人件費が一定の割合で算入される。
	普通交付税	地方交付税の中心となるもので、その額はおよそ総額の94%に相当する額。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に交付される。実際の交付額は普通交付税の総額に合わせるため、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額を基に調整された後の額となっている。
	補正予算	当初予算調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加・更正等の変更を加えるために提出する予算の総称。
ま行	未収入特定財源	経費の一部を翌年度に繰り越して使用する場合、これに見合った財源も翌年度へ繰り越さなければならないが、このうち、当該年度に収入されておらず翌年度に収入することが確実な特定財源を表す。
	目的税	入湯税、都市計画税や国民健康保険税等、国または地方公共団体が特定の財政需要に充てる目的で課する税。
や行	予算	一定期間における収入及び支出の見積りをいい、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めから構成されている。予算は、長が調製し議会の議決または長の専決処分により成立する。
	予算科目	予算に計上される費目の内容を表す事項の名称で、地方公共団体の予算は、款・項・目・節に分類される。このうち、款項までが議会の議決の対象となる科目となり議決科目と呼ばれる。目節については、議決の対象とはならない執行科目と呼ばれる。
	予算編成	地方公共団体の予算は、概ね、予算編成方針の決定、予算要求書の提出、査定、組立て、議会への提出という順序で行われる。予算の編成権は長に専属するもので、議会や行政委員会などに認められたものではない。

索引	財 政 用 語	説 明
	予算の繰越	会計年度独立の原則の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降に執行することを表す。繰越明許費、事故繰越などがある。
	予算の流用	既定の予算において、ある特定の経費からその他の支出科目に充当して使用すること。各款の相互流用は法律により禁じられ、項については、執行上必要がある場合に限り予算の定めるところにより認められている。目、節については、特に制限は規定されていませんが、適正な財政運営のため、財務規則等において制限している。
	予備費	予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、用途を特定せず歳入歳出予算に計上し、執行機関にその使用を委ねる目的外予算。一般会計においては必ず設けなければならないが、特別会計では任意とされている。
ら行	臨時財政対策債	いわゆる赤字地方債のひとつ。地方の一般財源の不足に対処するため地方財政法5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる発行される地方債。普通交付税の基準財政需要額を基に、発行可能額が算出される。なお、普通交付税の交付額については、基準財政需要額から発行可能額(臨時財政対策債振替相当額)を除いた額を基に交付される。
	臨時的経費	一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費、及び支出の方法に法則性のない経費。
	類似団体	決算統計等に基づいて国が作成する、同級類似の団体ごとに類型したもので、市町村においては人口と産業構造の2要素の組み合わせによって分けられる。これにより同級団体との比較が容易になることから、各種財政分析等に用いられる。
	連結実質赤字比率	健全化判断比率の一つ。公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。